

令和元年度 第1回臨時庁議要旨

日時：令和元年11月6日（水）

午後3時～同30分

会場：防災センター

[審議事項]

1 令和元年台風第19号に伴う保育所保育料の減免について（福祉部）

令和元年台風第19号により、多くの市民が被災し、保育所入所児童世帯への生活支援が必要となっている。

令和元年台風第19号により被災した保育所入所児童世帯の経済的負担を軽減するため、保育料の減免を行うもの。

(1) 主な内容

令和元年台風第19号により被災した保育所入所児童世帯の経済的負担を軽減するため、保育料を減免する。

① 減免基準

ア 全額減免

児童又は扶養義務者等の居住する住居が「全壊」、「大規模半壊」の被害を受けたとき

イ 半額減免

児童又は扶養義務者等の居住する住居が「半壊」の被害を受けたとき

② 減免期間 令和元年10月分から令和2年3月分まで

(2) 今後の予定

令和元年11月 令和元年台風第19号に伴う保育所等保育料の免除に関する要綱の制定
(施行予定年月日：決裁の日、令和元年10月分保育料から適用。)

2 令和元年台風第19号に伴う放課後児童クラブ利用者負担金の減免について（福祉部）

令和元年台風第19号により、多くの市民が被災し、放課後児童クラブ利用児童世帯への生活支援が必要となっている。

令和元年台風第19号により被災した放課後児童クラブ利用児童世帯の経済的負担を軽減するため、利用者負担金の減免を行うもの。

(1) 主な内容

令和元年台風第19号により被災した放課後児童クラブ利用児童世帯の経済的負担を軽減するため、利用者負担金を減免する。

①減免基準

ア 全額減免

- ・ 児童又は扶養義務者等の居住する住居が「全壊」、「大規模半壊」の被害を受けたとき

イ 半額減免

- ・ 児童又は扶養義務者等の居住する住居が「半壊」の被害を受けたとき

②減免期間 令和元年10月分から令和2年3月分まで

(2)今後の予定

令和元年11月 令和元年台風第19号に伴う放課後児童クラブ負担金の免除に関する要綱の制定

(施行予定年月日：決裁の日、令和元年10月分利用者負担金から適用。)

3 被災者住宅応急修理補助制度（市独自制度）の創設について（建設部・福祉部）

令和元年10月12日の台風第19号の大雨災害に伴う住宅被害に対し、災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」については、弾力運用により既に修理工事にとりかかっても、まだ、支払いに至っていないケースについては、対象としても良いとされているが、既に工事を終了し、工事業者に料金を支払った場合には、応急修理の対象とはできないとされている。

しかしながら、既に住宅の修理を終え、支払いを終了している被災者も多数いることが想定されるため、公平な支援を行う上で、支払いを終了している場合にあっても、救済する必要がある。

また、東日本大震災時においても、市独自制度により応急修理制度が対象とならなかった被災者を救済している実績がある。

住宅被害により日常生活に支障を来す被災者が、住宅を修繕し支払いも終了したことにより、災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」の対象とならない場合、市独自制度を創設し被災者の救済を図るもの。

(1) 主な内容

制度の内容等は、災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」と同様で、修理代金支払済みの被災者を救済するもの。

①対象者

ア 石巻市に住家と住所を有すること。

イ 大規模半壊・半壊・準半壊の被害を受けていること。（台風19号の災害による。）

なお、全壊の場合は、応急修理をすることにより居住が可能となる場合は対象とする。

ウ 修理をすることで、被害を受けた住宅での生活が可能となること。

エ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）を利用しないこと。

②修理の内容等

ア 応急修理をする箇所が、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線・トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分が対象であること。

イ 内装に関するものは、原則として対象外であること。

ウ 家電製品は対象外であること。

③限度額

- ア 大規模半壊・半壊の場合（全壊含む） 1世帯当たりの限度額 595千円以内
- イ 準半壊（一部損壊のうち損害割合が10～20%未満）の場合
1世帯当たりの限度額 300千円以内
- ウ 同一世帯（1戸）に2以上の世帯が居住している場合でも、上記の1世帯当たりの限度額以内とする。

④提出書類

- ・被災者住宅応急修理補助金交付申請書
- ・り災証明書
- ・修理内訳書
- ・工事写真
- ・修理費の領収書の写し
- ・生活資金の状況届（資力の申出書）
- ・補助金請求書
- ・その他市長が必要と認めるもの

(2)今後の予定

令和元年11月8日 被災者住宅応急修理補助金要綱の制定（同日施行）
同日～ り災証明書発送開始予定

[報告事項]

1 台風19号被害に伴う各種証明手数料の免除について（生活環境部・財務部・健康部）

台風19号の影響による災害について、国は、令和元年10月29日に激甚災害に指定した。
また、本市が交付する各種証明書等については、石巻市手数料条例第5条第5項の規程において、天災その他特別の事由により特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる」と定めている。

「り災証明書」、「被災証明書」の交付を受けた方について、各種証明書等の交付手数料の徴収を免除することにより、床上・床下浸水被害を受けた住宅及び冠水で被災した市民の生活再建を支援する。

(1) 主な内容

① 免除期間

令和元年11月8日（金）から当分の間

② 免除になる証明書等の種類

ア 住民票の写し イ 印鑑登録証明書 ウ 印鑑登録証 エ 戸籍証明書
オ 戸籍の附票 カ 各種市税証明書 キ 国民健康保険税納税証明書
ク 後期高齢者医療保険料納付証明書 ケ 介護保険料納付証明書

③ 免除対象者

台風19号の被害により「り災証明書」、「被災証明書」の交付を受けた個人若しくはその同一世帯に属する個人又は法人

④ 免除要件

台風19号による被害に起因する手続きに使用する場合に限る。

(2) 今後の予定

令和元年 11月 8日 「り災証明書」発行開始
窓口証明手数料免除開始

【その他・台風19号関係】

- ・ 支援情報チラシの校正について（総務部）
- ・ 罹災証明等の申請状況について（財務部）

以上